

間接オークション導入における 経過措置に関するお知らせ

平成30年5月7日

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会事務局

電力広域的運営推進機関
日本卸電力取引所

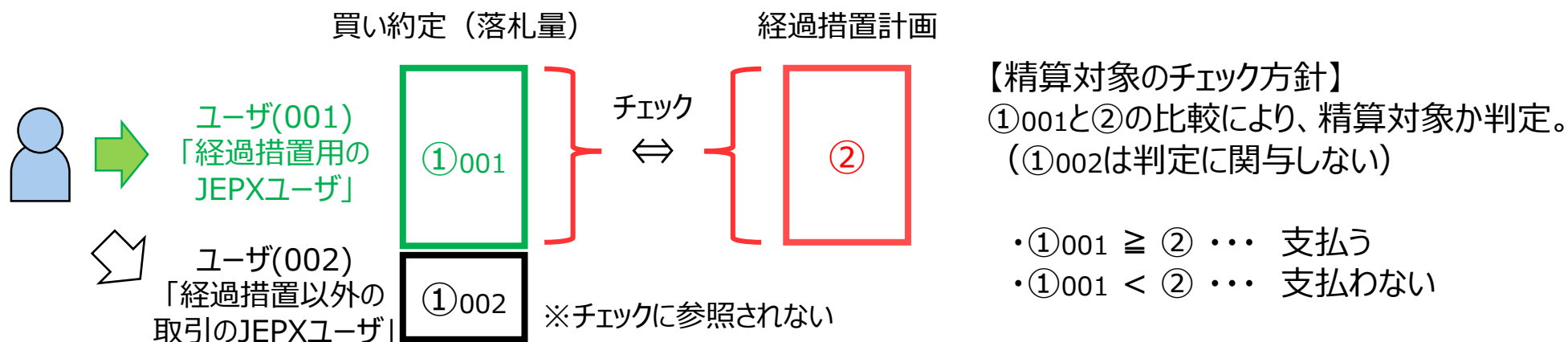
(概要)

- 1) 経過措置用のJEPXユーザについて
- 2) 経過措置計画の提出時の注意点
- 3) 経過措置付与前の特定契約の確認

1) 経過措置用のJEPXユーザについて

- 経過措置の契約に対応する市場取引は、精算対象の判定における取扱い上、売買入札ともに「経過措置用のJEPXユーザ」が必要です。
- 「経過措置用のJEPXユーザ」に関する留意点：
 - 必要に応じてユーザの追加を行っていただき、同一エリアで経過措置の契約に対応する市場取引と、経過措置以外の市場取引を実施する場合は、「経過措置用のJEPXユーザ」と、「経過措置以外の取引のJEPXユーザ」を使い分けてください。
- JEPXユーザの追加については、JEPXの所定様式に従って申込手続きを行ってください。
- JEPXユーザの「経過措置用のJEPXユーザ」としての登録方法については、後日ご案内いたします。

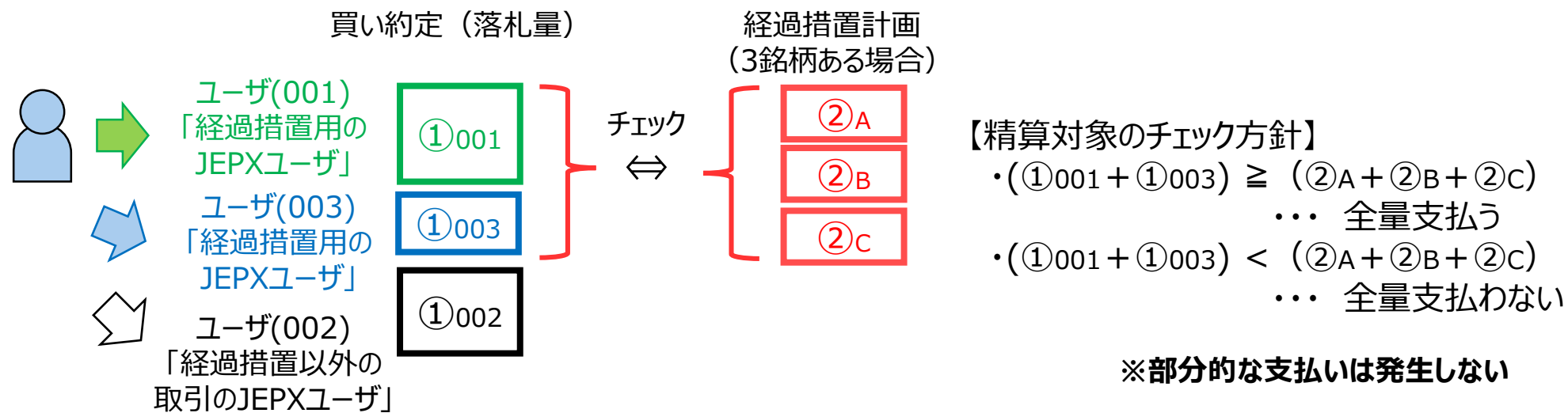
例) 経過措置に関するJEPXユーザの使い分けと精算対象のチェック (受電側の場合)



1) 経過措置用のJEPXユーザについて (詳細論点)

- 経過措置計画それぞれ個別に経過措置用のJEPXユーザを準備いただく必要はありません
(複数の経過措置を持つ事業者様でも、最低1つの経過措置用のJEPXユーザがあれば十分です)
- 必要に応じて、経過措置用のJEPXユーザを複数ご準備いただく事もできます。

例) 複数の経過措置を持つ事業者の場合の精算対象のチェック (受電側の場合)


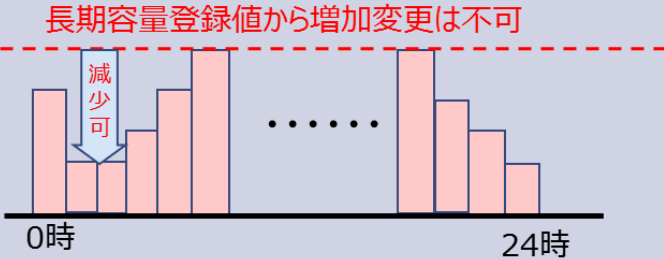


- すでに複数のJEPXユーザをお持ちの事業者様は、いずれかを経過措置用に登録いただく事ができます。
- 経過措置用のJEPXユーザを変更する場合のお手続については、後日ご案内いたします。
- 経過措置用のJEPXユーザでの入札量は、経過措置以上の値で入札することも可能です。

4-5) 経過措置計画の計画提出に関する留意事項(1/2)

計画提出について

経過措置 計画提出	<ul style="list-style-type: none"> ・前々日12時が提出締切となります。 ・以降の計画変更・再提出はできません。
経過措置 可否判定	<ul style="list-style-type: none"> ・前々日15時以降に、最新の運用容量等のデータを反映し、経過措置計画の可否判定を実施します。

	長期～週間断面	翌々日断面
経過措置 計画の管理	 <p>0時 24時 平成28年度 長期容量登録値で管理</p>	 <p>長期容量登録値から増加変更は不可</p> <p>減少可</p> <p>0時 24時 30分値×48コマで管理</p>
経過措置 計画提出に おける 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・長期～週間断面の計画提出・変更はできません 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期容量登録値から変更が無い場合は、提出は不要です ・未提出の場合は、広域システムにて長期容量登録値を元に30分値×48コマに展開します

2) 経過措置計画の提出時の注意事項

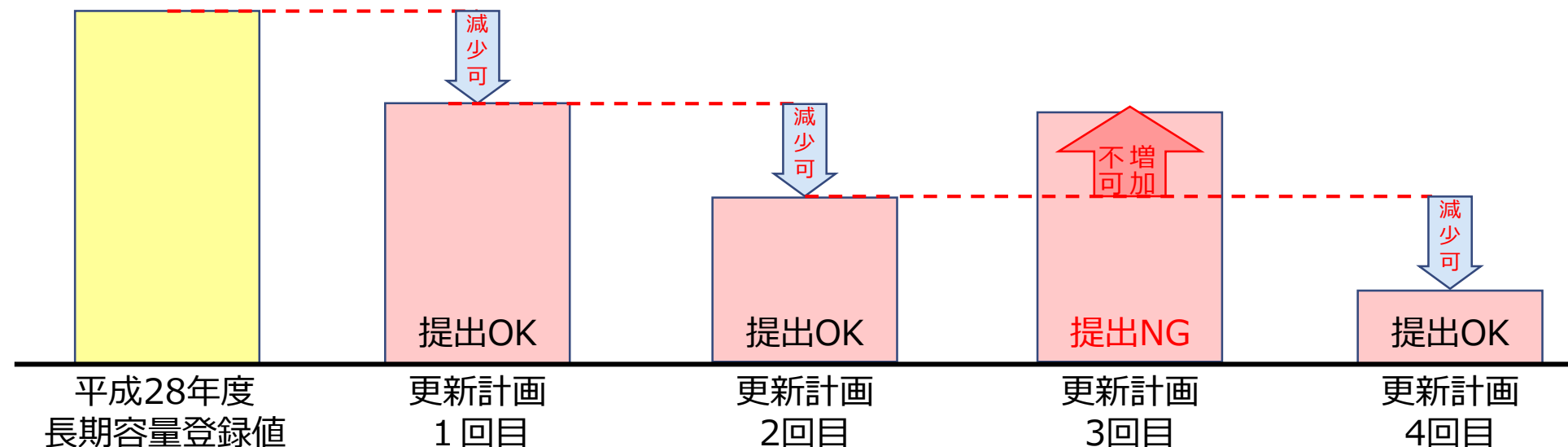
- ・経過措置計画の更新は、最新の計画値から減少させる場合のみ受け付けます。
- ・平成28年度長期容量登録値にかかわらず、最新の計画値から増加となる更新は受け付けません。

広域機関 業務規程 附則（平成29年9月6日）第5条（経過措置計画の更新）

本機関は、経過措置対象者から、送配電等業務指針に定めるところにより、経過措置計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画（以下「更新計画」という。）の提出を受け付ける。

2 本機関は、更新計画の提出を受け付けた場合には、経過措置計画の値を当該更新計画の値に更新する。

例) 更新計画の提出



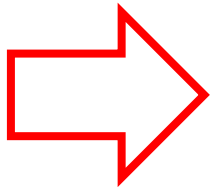
注)

- ・提出NG時は、メール・不整合結果通知XML（BP0460）をお送りします。当該銘柄は受付不可となります。
（連系線利用における間接オークション導入に関する事業者説明会（第2回）スライド41もご参照ください）

事業者説明会QAを訂正いたします。

(連系線利用における間接オークション導入に関する事業者説明会 (第1回) QA P10 No10-7

No	分類	該当頁	質問
10-7	経過措置 /計画提出	第3部 P13	経過措置計画について、計画値の更新は減少更新のみ可となっているが、一度減少させたとしても、前々日12時の提出期限までであれば、平成28年度連系線利用計画における長期計画の値まで戻せるか（増加させられるか）。 例) ・長期連系線計画：100kW ・経過措置計画：間接オークション導入時は100kW ⇒ 前々週に25kWh (50kW×0.5h) ⇒ 前々日12時まで、 50kWh (100kW×0.5h) は可能か。



回答

一度減少更新させた場合、それより大きい値に増加させる事はできません。
例の場合であれば、前々週の25kWh提出以降は、25kWhより大きい値での計画提出はできません。

特定契約の見直しに当たっては、以下ガイドラインについても内容のご確認をお願いいたします。

■ 既存契約見直し指針について 2. 連系線利用ルールの見直し（間接オークションの導入等） P16～26
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/denryoku_gas_kihon/seido_kento/pdf/009_05_01.pdf

・経過措置を付与するに当たり、特定契約の内容を確認いたします（右記参照）。

別途、所定の様式をお送りいたしますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。必要に応じて契約書等の提出をお願いする事があります。

論点②：経過措置との整合性確保（一部抜粋）

・広域機関は、経過措置対象者が特定契約を締結していないなど（※※）、経過措置の利用状況が妥当でないとする場合には、当該経過措置対象者に、将来の経過措置計画又は入札内容を見直要請し、業務規程に基づき指導又は勧告を行う
※※同一事業者がスポット市場の異エリア間で売り買いをする自己約定の場合は除く。

・特に電源差し替えについては、以下をご確認下さい。

論点③：電源の差し替えメリットについての取り扱い

・従来契約により電源を特定した料金体系となっている場合、今回の見直しの結果、例えば、市況（スポット市場価格）に応じて、電源の差し替えが行われることを前提にすれば、送電側の事業者（発電事業者等）には電源の差し替えメリットを得る機会が発生する。
・そのため、電源差し替えによるメリット（利益等）をどのように扱うかについては、誠実な協議を通じて決定することが適当ではないか。
・なお、このような利益の取扱いを協議するに当たっては、どのように、その額を特定するかが論点となり得る。具体的には、電源の差し替えに伴う利益の特定に当たっては、電源の限界費用の情報が必要となる一方、この情報は、経営上、相対契約の相手方には共有できない情報であると考えられる。
・そのため、両事業者は、既に公表されている情報や、契約に基づき両事業者間で既に共有されている情報に基づき、電源の差し替えに伴って生ずる利益を、どのような形で特定し、取り扱うことが需要家利益に資するののかという観点から、相互に誠実に協議を行うことが適当ではないか。